

松江市告示第 449 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 46 条第 2 項の規定による廃止の届出がされたので、障害者総合支援法第 51 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

令和 2 年 7 月 9 日

松江市長 松 浦 正 敬

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止する事業	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社ハピネライフー光 三重県津市西丸之内 36 番 25 号	ハピネヘルパーステーション 松江 松江市学園 2 丁目 33 番 27 号	令和 2 年 7 月 31 日	居宅介護、重 度訪問介護	特定なし	3210100776